

「消費者委員会の機能強化に関する意見交換会」発言メモ

2010.8.6

全国消費者団体連絡会  
事務局長 阿南 久

## 1. 全国消団連のスタンス（思い）と消費者庁・消費者委員会を支える取り組み(実践)

\* 法案の国会上程と審議促進・修正合意に向けて

国会要請と世論形成のための必死のとりくみ

\* 09年7月「消費者行政充実検等委員会」設置（現在約90名）

検討委員会：18回（テーマ；消費者団体の強化と新ビジョン、食品安全行政等）

地方行政WG：7回 不当収益のはく奪と被害者救済制度WG：11回

「基本計画」検討作業チーム：9チーム

\* ロビー活動（創設後）：民主党政策研究会 衆参消費者問題特別委員会

\* 世論形成（09年9月～）

消費者団体の会合 11カ所（10県1広域）※ほとんどに自治体の担当者参加

地方自治体の講座 8カ所（4県）※消費者団体との連携もあり

事業者・事業者団体のセミナーなど 16カ所

その他（大学での講義、政府の職員研修会での講義など）

## 2. 消費者委員会の機能強化——“機能する”ための基礎的な準備はまだできていません！

**“消費者委員会の機能整理と運営方針づくりを、****消費者委員会の徹底的な話し合いですすめ、共有し、見せる！”****より多くの消費者・国民が理解し、存在を容認できるものに！**

【消費者委員会発足にむけての要請(09年7月29日 当時の麻生総理大臣宛)】

1. 消費者委員会は十分な準備を行った上で、新内閣のもとで発足すべき

(略)

2. 消費者委員会の機能整理を早急に行い、事務局体制を確保する

消費者委員会は、主に

1) **自ら**重要事項(7つ)について**調査審議**し、内閣総理大臣、関係各大臣（又は長官）に**建議**（設置法6条）2) 消費者被害の発生・拡大の防止に関し、自ら内閣総理大臣に**勧告・報告要求**（安全法20条）3) 消費者庁関連法案で明記された**附則の検討**（設置法附則2）

※委員について、法律施行後2年以内の常勤化の検討

4) 内閣総理大臣や関係大臣（又は長官）からの**諮問に基づく調査審議**（設置法6条）

5) 「消費者委員会の意見を聴かなければならない」とされている事項への対応

の任務を果たすことが必要ですが、これを支える事務局体制についての検討が不十分

消費者委員会事務局の任務としては、大きく分けて

- 1) 消費者庁を含む各省庁への**建議や勸告準備**（情報収集、調査、分析なども含む）
- 2) 消費者委員会**本委員会の事務局機能**
- 3) 他省庁から移管・共管する**審議会や部会、小委員会の事務局機能**

があると考えられるが、…共有されているとは言い難い状況

早急に機能整理を図るとともに、必要な事務局体制の確保を求める（要約）

3. 消費者委員会設立準備参与会の運営の段階から、参与主体で論議を進められることを求めます。（略）

### **具体的に…**

設置法に規定されたこと、附則・附帯決議に挙げられたことを整理したうえで、各ミッションの意義・目的と運営方針を策定し、取り組み順位や、役割分担、必要な体制整備方針などを明確にする

#### ● 委員会としての審議の工程表をつくる

議題の選定基準や優先順位が不透明。アウトプットのイメージを持つことが必要。また少なくとも、締切が設定されている附則・附帯決議事項については、審議の工程表づくりをする必要がある。

#### ● 「自ら調査審議し、建議する」を第一任務と位置づけ、運営方針と、事務局体制の整備方針を立てる。

各重要事項について、何を課題とし、何を調査するのかなどについての話し合いはほとんど行われておらず、また調査のための体制もなく、早急に改善すべき。

⇒事務局の人員・予算増を簡単には期待はできそうにないので、運営方針、委員責任者など委員会の役割分担を明確にし、各課題ごとに、現事務局メンバーを配分するなどして精一杯工夫する。そのための行程表も早急につくるべき。

⇒委員間・事務局で、「建議」のイメージについて共有する必要がある。「建議」し他省庁を動かすためには「自ら調査審議」をしっかりと行い、相当の水準と説得力ある内容にする必要がある。

#### ● 消費者委員会の個別マターの諮問・答申機能については、移管も含め消費者庁との関係を再整理する。

現在の委員会は、審議会機能への対応に忙殺されており、本来委員会に期待された機能が十分に果たせていない。また、事務局には、審議会運営にあたっての獲得目標や論議スケジュールを戦略的に組み立てる余裕がないように見える。さらに、地方消費者行政や健康食品などの課題について、委員会と消費者庁がそれぞれで検討している現状は効率さに欠け、ときに「お見合い状態」になってしまい課題をやりきるという主体的な姿勢が見えなくなっている。

⇒事務局の補充は早急には望めないので、諮問・答申機能の消費者庁などへの返上も含め、抜本的な対策を検討する。